

春日部市臨時的任用職員の任用及び給与その他の勤務条件に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第4項、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第6項及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項の規定に基づき、臨時的任用職員の任用及び給与その他の勤務条件に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 臨時的任用職員 嘱託職員及び臨時職員をいう。
- (2) 嘱託職員 法第22条第5項の規定により臨時的に任用される者で、臨時職員以外のものをいう。
- (3) 臨時職員 法第22条第5項の規定により臨時的に任用される者で、次のア又はイのいずれかに該当するものをいう。

ア 勤務時間が第5条第2号に規定する範囲内の時間である者

イ その職務の内容等を考慮して任命権者が定める者

(任用)

第3条 任命権者は、緊急の場合又は臨時の職に関する場合において、予算の範囲内で選考により臨時的任用職員を任用することができる。

(任用期間)

第4条 臨時的任用職員の任用期間は、6か月を超えない期間とする。この場合において、任命権者は、特に必要があると認めるときは、1回に限り6か月を超えない期間で更新することができる。

(勤務時間)

第5条 臨時的任用職員の勤務時間は、次に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める範囲内において、任命権者が定める。

- (1) 嘱託職員 休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり31時間を超え38時間45分以内
- (2) 臨時職員 休憩時間を除き、1週間当たり31時間以内

(嘱託職員の週休日及び勤務時間の割振り)

第6条 嘱託職員の週休日及び勤務時間の割振りは、春日部市職員の勤務時間、休日及び休

暇に関する条例（平成17年条例第39号。以下「勤務時間条例」という。）第3条（同条第1項ただし書及び第2項ただし書を除く。）及び第4条の例による。

（休暇）

第7条 臨時的任用職員の休暇は、年次有給休暇及び特別休暇とする。

2 前項の休暇の日数、期間等は、任命権者が定める。

（嘱託職員の勤務条件についての勤務時間条例の準用）

第8条 勤務時間条例第5条、第6条、第8条（同条第1項ただし書及び第2項ただし書を除く。）、第8条の4、第9条及び第10条の規定は、嘱託職員の週休日の振替、休憩時間その他の勤務条件について準用する。この場合において、これらの規定中「職員」とあるのは「嘱託職員」と、勤務時間条例第5条中「第3条第1項又は前条」及び「第3条第2項若しくは前条」とあるのは「第6条」と、勤務時間条例第5条、第8条、第8条の4及び第10条中「規則」とあるのは「規則又は規程」と、勤務時間条例第8条第1項中「第2条から第5条まで」とあるのは「第5条及び第6条並びに第8条の規定により準用する勤務時間条例第5条」と読み替えるものとする。

（臨時職員の休憩時間等）

第9条 臨時職員の休憩時間その他の勤務条件は、任命権者が定める。

（嘱託職員の給与の種類）

第10条 嘱託職員の給与は、給料、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当とする。

（嘱託職員の給料の額）

第11条 嘱託職員の給料は、月額により支給するものとし、当該給料の額は、春日部市職員の給与に関する条例（平成17年条例第52号。以下「給与条例」という。）第3条第1項第1号に規定する行政職給料表の1級1号給の額以上で240,000円（医師及び歯科医師にあつては、430,000円）を超えない範囲内で任命権者が定める額とする。

（嘱託職員の給与の支給）

第12条 嘱託職員の給与の支給は、給与条例の適用を受ける職員の例による。

（臨時職員の賃金の額）

第13条 臨時職員の賃金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、最低賃金法（昭和34年法律第137号）の規定に基づき定められた埼玉県最低賃金の額以上で当該各号に定める額を超えない範囲内で任命権者が定める額とする。

(1) 日額 13,000円（医師及び歯科医師にあつては、150,000円）

(2) 時間額 2,100円

(臨時職員の割増賃金)

第14条 臨時職員の割増賃金は、第5条の規定により割り振られた勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）外に勤務することを命ぜられた臨時職員に対して、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間について支給する。

(臨時職員の交通費)

第15条 臨時職員の交通費は、勤務1回につき任命権者が定める基準により、1か月の支給額が4,200円（薬剤師、助産師、看護師その他の任命権者が定める者にあつては、55,000円）を超えない範囲内で支給することができる。

(臨時職員の賃金等の支給)

第16条 臨時職員の賃金及び交通費（以下「賃金等」という。）の計算期間は、月の1日から末日までとし、1か月分の賃金等の全額を翌月に支給する。

2 賃金等の支給日は、任命権者が定める。

(嘱託職員の給与又は臨時職員の賃金の減額)

第17条 嘱託職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき特に任命権者の承認があつた場合を除くほか、その勤務しない1時間につき任命権者が定める方法により算出した給与額を減額して給与を支給する。

2 臨時職員（日額により賃金を支給する者に限る。）が勤務しないときは、その勤務しないことにつき特に任命権者の承認があつた場合を除くほか、その勤務しない1時間につき任命権者が定める方法により算出した賃金の額を減額して賃金を支給する。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、臨時的任用職員の任用等に関し必要な事項は、任命権者が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前までに、春日部市の臨時又は非常勤職員の採用、給与その他の勤務条件等の基準を定める規則（平成17年規則第99号）又は春日部市病院事業の臨時又は非常勤職員の採用、給与その他の勤務条件等の基準を定める規程（平成20年病院事業管理規程第7号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

(春日部市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

3 春日部市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(<u>臨時的に任用される職員</u> の勤務時間、休日及び休暇)	(<u>非常勤職員</u> の勤務時間、休日及び休暇)
第18条 <u>地方公務員法第22条第5項の規定により</u> <u>臨時的に任用される職員</u> の勤務時間、休日及び休暇については、 <u>別に条例で定める。</u>	第18条 <u>非常勤職員（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。）</u> の勤務時間、休日及び休暇については、 <u>第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、規則の定めるところに従い、任命権者が定める。</u>

(春日部市職員の給与に関する条例の一部改正)

4 春日部市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の項（以下「改正前の項」という。）に対応する改正後の欄の項が存在しない場合にあつては、当該改正前の項を削る。

(2) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(給料表)	(給料表)
第3条 2 前項の給料表（以下「給料表」という。）は、 <u>第18条の2</u> に規定する職員及び市長が別に定める職員以外のすべての職員に適用する。 (<u>臨時的に任用される職員</u> の給与)	第3条 2 前項の給料表（以下「給料表」という。）は、 <u>第18条の2第1項</u> に規定する職員及び市長が別に定める職員以外のすべての職員に適用する。 (<u>臨時又は非常勤の職員</u> の給与)
第18条の2 <u>地方公務員法第22条第5項の規定により</u> <u>臨時的に任用される職員の給与</u> については、 <u>別に条例で定める。</u>	第18条の2 <u>臨時又は非常勤の職員（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。次項において同じ。）</u> については、 <u>任命権者は、他の職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で手当を支給するものとする。</u> 2 前項の職員には、他の条例に別段の定めがない限り、前項の手当のほか、他のいかなる給与も支給しない。

(春日部市技能職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

5 春日部市技能職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年条例第53号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(<u>臨時的に任用される職員</u> の給与)	(<u>非常勤職員</u> の給与)
第16条 <u>地方公務員法第22条第5項の規定により</u> <u>臨時的に任用される職員の給与</u> については、 <u>別に</u> <u>条例で定める。</u>	第16条 <u>職員以外のもの</u> については、 <u>職員の給与</u> <u>との権衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給</u> <u>する。</u>

(春日部市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

6 春日部市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年条例第198号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(<u>臨時的に任用される職員</u> の給与)	(<u>臨時又は非常勤職員</u> の給与)
第17条 水道事業企業職員で <u>地方公務員法第22条</u> <u>第5項の規定により臨時的に任用される職員の</u> <u>給与</u> については、 <u>別に</u> 条例で定める。	第17条 水道事業企業職員で <u>職員以外のもの</u> につ いては、 <u>職員の給与との権衡を考慮し、予算の</u> <u>範囲内で給与を支給する。</u>

(春日部市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

7 春日部市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成20年条例第30号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(<u>臨時的に任用される職員</u> の給与)	(<u>臨時又は非常勤職員</u> の給与)
第22条 病院事業企業職員で <u>地方公務員法第22条</u> <u>第5項の規定により臨時的に任用される職員の</u> <u>給与</u> については、 <u>別に</u> 条例で定める。	第22条 病院事業企業職員で <u>職員以外のもの</u> につ いては、 <u>職員の給与との権衡を考慮し、予算の</u> <u>範囲内で給与を支給する。</u>